

# 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所 3 号炉に係る廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書

原規規発第 2303225 号  
令和 5 年 3 月 22 日  
原子力規制庁

## 1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づいて、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）が提出した「福島第二原子力発電所 3 号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書」（令和 4 年 12 月 2 日付け原管発官 R4 第 215 号をもって申請、令和 5 年 1 月 31 日付け原管発官 R4 第 243 号をもって一部補正。以下「申請書」という。）の内容が、法第 43 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 119 条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

## 2. 申請の概要

申請者が提出した申請書によれば、変更の概要は次のとおりである。

### (1) 受動形個人線量計の導入に伴う変更

「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、受動形個人線量計を導入し、外部被ばくの個人線量評価を実施することから、関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更を行う。

## 3. 認可の基準及び審査の方針

法第 43 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項の規定に基づく実用炉規則第 119 条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準は以下のとおりである。

一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されているこ

と。

- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

本件審査に当たっては、本申請が、上記の認可の基準に適合することを確認するため、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に基づき、審査した。

具体的な、審査の内容は 4. のとおり。

なお、福島第二原子力発電所 3 号炉は炉心から使用済燃料が取り出されていることから、実用炉規則第 119 条各号のうち第 2 号、第 3 号及び第 4 号への適合性を確認した。

## 4. 審査の内容

### 4-1. 申請書本文の記載事項に対する審査の内容

以下では、実用炉規則第 116 条第 1 項各号の記載事項に対応する審査基準への適合性を説明する。

#### (1) 第 6 号関係（性能維持施設）

第 6 号について、審査基準は、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）が廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示され、その考え方にに基づき選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていることを要求している。

規制庁は、信頼性を確保した受動形個人線量計の導入に伴い、個人の外部被ばく線量を測定するシリコン半導体検出器を性能維持施設から除外しているが、放射線管理施設を維持管理するための基本的な考え方に変更はないことを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

#### (2) 第 7 号関係（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間）

第7号について、審査基準は、性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていることを要求している。また、性能維持施設の性能について、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等が示されていることを要求している。

規制庁は、信頼性を確保した受動形個人線量計の導入に伴い、個人の外部被ばく線量を測定するシリコン半導体検出器を性能維持施設から除外することに伴い、シリコン半導体検出器に係る記載を削除していることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

#### 4-2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査の内容

以下では、実用炉規則第116条第2項各号の記載事項に対応する審査基準への適合性を説明する。

##### (1) 第6号関係（性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書）

第6号について、審査基準は、放射線管理施設について、管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理等に係る設備を適切に維持管理することが示されていることを要求している。

規制庁は、シリコン半導体検出器を性能維持施設から除外することで、性能維持施設により個人の外部被ばく線量を測定できる状態を維持しないものの、個人の外部被ばくの線量管理については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下部規程に定めて運用するとしていることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

#### 5. 審査の結果

東京電力ホールディングス株式会社が提出した申請書を審査した結果、当該申請は、法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第4項の規定に基づく実用炉規則第119条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているものと認められる。